

2026年1月9日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

京都弁護士会との「民事信託の相談・利用に関する顧客紹介にかかる協定」  
の締結について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、顧客サービス拡充の一環として、京都弁護士会(会長:池上 哲朗)との間で、「民事信託の相談・利用に関する顧客紹介にかかる協定」を、本日締結しましたのでお知らせします。

### 1. 協定締結の趣旨・背景

現在、超高齢社会の進展を背景に、社会的に「高齢者の財産管理の高度化」への関心が集まり、認知症対策や資産承継対策を目的とする財産管理手法のひとつとして、主として家族を受託者とする信託(以下、「民事信託」)の利用に関するニーズが高まってきています。

当社は、これまでも超高齢社会への対応として、成年後見制度を支援する信託等さまざまな信託商品を開発・提供してきましたが、高まりを見せる民事信託ニーズに対しては、2016年5月から民事信託受託者向け預金口座(以下、「信託口口座」)の提供を開始しました。民事信託の適正な分別管理に欠かせない「信託口口座」の重要性が叫ばれる中、当社では、家族間で締結される信託契約における信託口口座の提供にあたっては、健全性の観点から、弁護士等の専門職が関与したものであることを前提としています。そのため、お客さまからは、弁護士等の専門職を紹介してほしいとの声が日々寄せられておりました。

一方、京都弁護士会は、わが国における民事信託の健全な発展に向け、民事信託に関する実務的な研究を通じて信託に精通した弁護士を養成する等、弁護士会としての取り組みを強化されており、両者のニーズが合致し本協定の締結に至りました。

当社は「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えています。人生100年時代における、お金や資産に関するさまざまな社会課題に対して、信託銀行ならではのソリューションをより多くのお客さまに提供し、お客さまが豊かで安心できるミライを迎えるという、FINANCIAL WELL-BEINGの実現に貢献していきます。

## 2. 制度の概要

### (1) 概要

|          |  |
|----------|--|
| 概要       | 民事信託に関するご相談・ご利用に関心のあるお客さまに対し、民事信託の組成等を行う弁護士をご紹介します。  |
| 相談内容     | ① 民事信託の組成に関する相談<br>② 民事信託に関わるセカンドオピニオンに関する相談<br>③ 民事信託に関するその他の相談   |
| 取扱可能店舗   | 京都支店・京都四条支店  |
| 紹介手数料    | 無料   |
| 法律相談料    | 初回相談 : 1時間・無料※(本紹介制度ご利用の場合の特典)<br>2回目以降相談:有料(初回面談時に弁護士にお問い合わせください)<br>(※)面談場所が遠方である等の理由により、出張手当・交通費が発生する場合があります。 |
| 弁護士とのご契約 | 弁護士との契約は有料です。お客さまが紹介した担当弁護士と実際にご契約をするか否かは、お客さま自身においてご判断ください。   |

### (2) ご紹介フロー



- ① 三井住友信託銀行はお客さまから民事信託に関するご相談・ご利用に関し、京都弁護士会への紹介依頼を受けます。
- ② 三井住友信託銀行は京都弁護士会へ連絡します。
- ③ 京都弁護士会は所属弁護士の中から担当弁護士を決定し、三井住友信託銀行へ連絡します。
- ④ 三井住友信託銀行は、担当弁護士をお客さまにお引き合わせ(紹介)します。

## 3. 協定書の締結日

2026年1月9日

なお、サービス開始は、2026年4月頃を予定しています。

以上